

国保税5年ぶりの税率改正 厳しさを増す国保財政

今回の改正は、医療費の増加により年々厳しさを増している国民健康保険事業費特別会計において必要税額を確保するために税率の見直しが行われたものです。

また、法律の改正に伴い賦課（課税）限度額の引き上げと軽減措置の所得基準額の変更も行われ、5割・2割軽減となる対象者が拡充されました。

改正前後の税率表

※色つきの部分が今回変更になったところです。

| 区分 | 医療分 | | 後期高齢者支援分 | | 介護分 (40～64歳の人) | |
|--------------------------|-------------|---------|----------|--------|-------------------|--------|
| | 改正前 | 改正後 | 改正前 | 改正後 | 改正前 | 改正後 |
| 所得割 (前年度の総所得-33万円)×税率 | 7.2% | 8.2% | 2.7% | 2.7% | 2.2% | 2.3% |
| 資産割 固定資産税額×税率 | 17% | 10% | なし | なし | なし | なし |
| 均等割 加入者数×税額 | 23,000円 | 24,000円 | 7,300円 | 7,300円 | 8,000円 | 9,000円 |
| 平等割 1世帯あたり | 22,000円 | 22,000円 | 7,000円 | 7,000円 | 7,000円 | 7,000円 |
| 賦課(課税)限度額 | 51万円 | 52万円 | 16万円 | 17万円 | 14万円 | 16万円 |
| 納期 | 9期(7月～3月まで) | | | | | |

※国保税は医療分+後期高齢者支援分+介護分の合計になります。

問 今回税率改正に至った経緯は。

答 税率改正については、毎年協議を行ってきたが、平成24年の九州北部豪雨災害や平成25年の消費税率アップ等を考慮し、見送ってきた。

しかし、26年度国保会計において約3億円の赤字となり、合併時に7億8千万円あった基金もすべて使い果たしていることや毎年一般会計からの法定外繰り入れを行っていること、さらには26年度において、繰上充用(注)を行ったこと等を勘案し、27年度は5年ぶりの税率改正となった。

(注) 繰上充用(くりあげじゅうよう)とは、一会計年度(4月1日から3月31日)経過後に歳入が不足するときは、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てること。

反対討論(要旨)

今回、補正予算で法定外繰り入れが1億1千万円行われており、一定の評価はできるが、八女市の場合、財政調整基金が100億円ある。この積立額は県下で2番目に多い額である。この積立額からすれば今以上の負担軽減は十分できると考える。